

経営者のための やさしい企業年金教室

2022年5月24日

42 時限目：企業型 DC 加入者の個人型 DC (iDeCo) 加入要件の緩和について

これまで数回 (34 時限目、38 時限目) に渡り、iDeCo の活用を促すべく法改正の動向についてお伝えしてきました。企業型 DC を実施している勤務先の従業員が iDeCo に加入しようとした場合に最も高い障壁は、規約 (会社が iDeCo への同時加入を認め、企業型 DC の掛金上限額を設ける) の整備でした。2022 年 (令和 4 年) 10 月より、規約による加入制限がなくなり、企業型 DC に加入している従業員が iDeCo に加入しやすくなります。

まず、iDeCo 加入要件の緩和の影響についてまとめてみます。

■ 企業型 DC 加入者の iDeCo への加入要件

確定拠出年金 (企業型 DC と iDeCo) の掛金を合算して管理するため、企業型 DC の加入者は以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 企業型 DC の事業主掛金が上限 (月額 5.5 万円※) の範囲内で各月拠出されること
- (2) iDeCo の掛金額 = 月額 5.5 万円※ - 各月の企業型 DC の事業主掛金額の残余の範囲内 (上限月額 2 万円※) で各月拠出であること
- (3) 企業型 DC のマッチング拠出 (加入者掛金の拠出) を利用していないこと

※数字は、企業型 DC のみ加入の場合。企業型 DC と確定給付型に加入している場合は、下図参照

【図】企業型 DC と iDeCo に同時加入した場合の拠出限度額

	企業型DCに加入している場合	企業型DCと確定給付型に加入している場合
企業型DCの事業主掛金①	55,000円以内	27,500円以内
iDeCoの掛金②	20,000円以内	12,000円以内
①+②	55,000円以内	27,500円以内

■ iDeCo 加入のメリットと留意点

企業型 DC の加入者が iDeCo に加入するメリットとして

- (1) 掛金は全額所得控除、運用益は非課税、さらに受け取り時も各種税制優遇を受けられる
- (2) 自分で選んだ金融機関が提供する運用商品群から投資信託を購入できるので、運用の選択肢が広がる

という点が挙げられます。

他方、企業型 DC と異なる点も多く、例えば

- (1) 掛金の最低額が 5,000 円以上
- (2) 口座管理手数料 (年間、数千円程度) は自己負担

経営者のための やさしい企業年金教室

という点に留意する必要があります。

■ 企業型 DC と確定給付型の両制度実施の場合、2年後に iDeCo の掛金上限が変わる？

2022年10月の制度変更では、確定給付型の掛金相当額を一律月額 2.75 万円と評価し、iDeCo 掛金(月額1.2万円)を算出しています。

しかし、2024年(令和6年)12月以降は、確定給付型掛金相当額(実額)を使用し iDeCo 拠出額を算出します。そのため、既に iDeCo に加入されている方でも、企業型 DC の事業主掛金額と他制度掛金相当額によっては、iDeCo 制度掛金の最低額(月額5千円)を下回り、掛金が拠出できなくなる可能性があります。

<2024年12月以降の iDeCo 掛金額>

企業型DCと確定給付型他制度に加入する場合	
iDeCo掛金額	月額5.5万円-(各月の企業型DCの事業主掛金額+他制度掛金相当額) ※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円

そこで、企業型 DC と確定給付型の両制度を実施している事業主は、2年後の制度変更を見据えて、2022年10月までに、従業員に確定給付型掛金相当額を周知しなければなりません。

事業主は、従業員に対し適切な情報提供はもちろんのこと、従業員が制度を十分に利用できるように、投資教育を行う必要があります。

◇企業年金相談センター(NPO 法人企業・団体支援日本FP協議会) 白木 万里子

【2022年10月】

